



建設業の働き方改革・就労環境の改善について

1. 「建設業の働き方改革」について
法令の改正・・・働き方改革関連法、新担い手三法
休日の確保・・・週休2日制モデル工事
2. 技能者の処遇改善について
建設キャリアアップシステム(CCUS)
3. 土木工事書類スリム化ガイドについて
4. 工事書類に関する記載内容の統一化について
5. 民間発注者への働き掛けについて



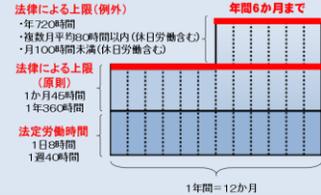


1. 「建設業の働き方改革」について 法令の改正

◆働き方改革関連法（労基法など）

○罰則付き時間外労働の上限規制

- ・建設業への適用は令和6年4月～
- ・法定労働時間を超える場合、36協定の締結、届出が必要
- ・違反した場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金



◆新担い手三法（建設業法、入契法、品確法） <令和元年6月成立>

- 働き方改革の推進（適正な工期設定、施工時期の平準化）
- 働き方改革の推進（適正な請負代金・工期での下請契約締結）
- 生産性向上への取組（ICT活用等による生産性向上）
- 生産性向上への取組（技術者に関する規制の合理化：元請の監理技術者の兼任等）
- 災害への緊急対応（入札・契約方法、災害協定の締結、連携義務）

- 発注者の責務
- 受注者の責務
- 受発注者の責務
- 受発注者の責務

◆第3次担い手三法（建設業法、入契法、品確法） <令和6年6月成立>

- 担い手の確保（処遇改善、価格転嫁、働き方改革・環境整備）
- 担い手の確保（労務費へのしわ寄せ防止）
- 生産性向上（適正な請負代金・工期での下請契約締結）
- 地域における対応力強化（適正な入札条件での発注、防災対応力の強化）

- 発注者の責務
- 受発注者の責務
- 受注者の責務
- 受発注者の責務

担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に担い手三法を改正



1. 「建設業の働き方改革」について 休日の確保

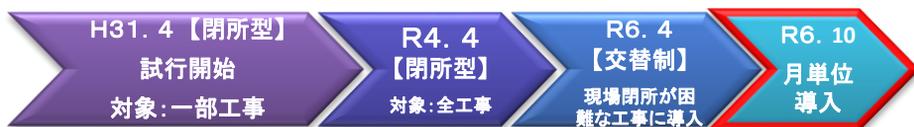
◆週休2日制モデル工事

- ・目的：建設業における将来の担い手確保・育成に資する「週休2日」の定着を図る。
- ・実施：4週8休以上の現場閉所（現場代理人や監理技術者等の休日は、現場閉所に連動）

【国土交通省 関東地方整備局】



【埼玉県 県土整備部】



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発注者指定	10件 (10件)	30件 (36件)	100件 (251件)	300件 (576件)	700件 (934件)	全ての 対象工事
受注者希望	20件 (33件)	120件 (121件)	300件 (507件)	700件 (462件)	300件 (60件)	—

※上段:目標値 下段:実績値

対象を原則全ての工事に拡大



2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

UP **建設キャリアアップシステム**
CCUS Construction Career Up System

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

厚生労働省「建設業における雇用管理現状把握実態調査報告書（令和5年度調査）」から

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 **能力や資格を反映した賃金**

魅力を高めるには、

- 技能と経験を適正に賃金に反映する企業であること。
 - 技能者の人材育成に努める企業であること。
- が重要です。

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

- 技能と経験に応じた適切な評価と処遇改善を進め、
 - 技能者を雇用・育成する企業が伸びていく業界環境を、
- 国・業界が一体となって推進しています。

登録は、事業者約27万社、技能者約150万人
と全国に広がっています。（2024年）

詳しくは裏面へ▶

建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

- システムへの登録
- 現場での読み取り
- 就業履歴の登録

登録すると、CCUSカードが交付されます。

現場に設置されたリーダーなどでCCUSカードを読み取ります。

CCUSに就業履歴が登録されます。



施工業者の施工能力を見る化



- ゴールドカード：★★★★
- シルバーカード：★★★
- 基礎情報：★★★★
- 施工能力：★★★★
- キャリアアップ：★★★★

所属する職人のレベルや人数等に応じて、施工業者の施工能力を★★★★より評価。結果は評価団体・国交省のHPで公表。

職人のレベルを判定



ゴールド：レベル4
 シルバー：レベル3
 ブルー：レベル2
 ホワイト：レベル1

レベルに応じた色のCCUSカードが職人に交付されます。

建設キャリアアップシステムのメリットとは？

- ✓職人を育てると、施工能力の評価がUPし、受注機会の拡大に期待
- ✓公共工事で評価がUP
- ✓作業員名簿の作成や建退共手続など事務作業の効率UP
- ✓施工業者・職人の評価が見えることで、施工に対する信頼UP
- ✓一般求人の際、登録企業はハローワーク求職者の応募動機の対象に
- 高校新規学卒求人では、人材育成に積極的な企業として登録状況をアピール可能

ご案内

- Q. 登録手続きや利用方法について 建設業振興基金 03-6386-3725
 電話が混みあっている場合は下記URLをご覧ください。 (https://www.ccus.jp/) 右記ホームページのFAQ（よくある質問）を十分ご確認ください。お問い合わせフォームへよりお問い合わせください。



- Q. 施業の概要について 国土交通省 建設振興課 03-5253-8111(内線24857,24856)

北海道開発局 建設産業課 011-709-2311	近畿地方整備局 建設産業第一課 06-6942-1141
東北地方整備局 建設産業課 022-225-2171	中国地方整備局 建設産業課 082-221-9221
関東地方整備局 建設産業第一課 048-601-3151	四国地方整備局 計画・建設産業課 087-851-8063
北陸地方整備局 計画・建設産業課 025-280-8880	九州地方整備局 建設産業課 292-471-6331
中部地方整備局 建設産業課 052-953-8119	沖縄建設事務所 建設課-地方整備課 098-866-0031



建設キャリアアップシステム事業本部
 〒105-0001東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門MTビル2号館

2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)



◆建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(県土整備部)

<対象工事>

- ・埼玉県県土整備部が発注する全工事(令和5年12月～)

<発注・契約方式>

- ・発注者指定型及び受注者宣言型
- ・令和6年度発注目標:発注者指定型で300件以上

<実施内容>

実施項目	基準
①技能者情報登録	登録技能者率 (CCUS登録技能者の総数/技能者の総数) 60%以上
②就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、①技能者情報登録の対象者の 就業履歴情報の登録(蓄積)を全工事期間行ったこと。

<工事成績評定における評価>

- ・実施内容の全ての基準を達した場合:評価項目「創意工夫」で1点加点

<CCUS活用に係る費用>

- ・支出実績に応じた金額を積上げ計上し、変更契約を行う。
 - (1) カードリーダー等購入費用※上限あり
 - (2) 現場利用料



2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)

◆カードリーダーモニター募集、建レコ、建キャリ

CCUS CCUSカードリーダーモニターの募集について (概要)

- 登録技能者が100万人を突破した建設キャリアアップシステム(CCUS)の一層の普及促進に向けては、新たに経営事項審査において就業履歴蓄積のための措置を加点対象とするなど、官民を挙げた取組を実施。
- (一財)建設業振興基金では、就業履歴を蓄積しやすい環境整備の一環として、新規に事業者登録し、現場にカードリーダーを設置する予定の元請事業者を対象にモニター募集し、カードリーダー1台を無償貸与。
- これにより、課題となっている地方や中小規模事業者の登録促進・就業履歴の蓄積促進を図る。

iPhoneをカードリーダーとして使用できるようになりました

建レコがインストールされたiPhoneにCCUSカードをタッチすることで就業履歴を蓄積することが可能となりました。
これにより、カードリーダーが不要になりました。(1月29日供用開始)

募集要項

CCUSカードリーダーモニター

対象企業：下記募集期間内に新規に事業者登録を行い、かつ、現場登録を行った元請事業者

募集期間：2022年12月1日～2025年3月31日(期間延長)
(申込実行後、順次カードリーダーを発送します)

募集数：2000社

内容：カードリーダー1台を無償貸与(モニター後の返却不要)

カードリーダーの種類：(申し込み時に①又は②のうち1台を選択)
①Windows/パソコン活用型 700台
②iPhone/iPad活用型・ロギンク機能活用型 1,300台

モニター条件：後日、カードリーダー利用に関するアンケート調査にご協力いただけること

①Dragon_CC ②Dragon_BLE

更新する事業者の登録と現場利用の促進を支援

1台を無償貸与

・新規事業者申請
・現場情報を登録

現場にカードリーダーを設置

技能者が現場で就業履歴を蓄積

タッチ ビッ!



“CCUS技能者スマホアプリ『建キャリ』”登場!

建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ『建キャリ』を今秋リリースします(11月29日予定)。「建キャリ」は、CCUSに登録している基本情報や就業履歴を技能者本人が容易に確認したり、登録している資格者証などを画面表示できます。また、能力評価のサポートや離退共掛金納付状況、CCUS応援団の特典なども確認可能です。CCUS登録技能者の方々が本アプリを活用することにより、CCUSをより身近に感じて、確実な就業履歴の蓄積に繋がることを期待しています。



[従来]

現場毎に、「PC等」と「カードリーダー」が必要

[建レコがインストールされたiPhoneを活用すると]

カードリーダーは不要(iPhoneのみでOK!)
iPhoneの裏側にCCUSカードをタッチ

「建設キャリアアップシステム」ホームページ
<https://www.ccus.jp>

3. 埼玉県土木工事書類スリム化ガイドについて



■目的

- 工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)するとともに、工事の円滑な施工を実施することで、**受発注者双方の働き方改革の推進に寄与することを目的**としている。

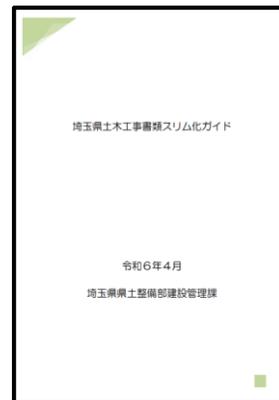
■適用

- **令和6年4月1日以降に当初契約**する工事から適用する。

■掲載URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-kouji-jitsumuyouran-r0604.html>

※埼玉県HP「埼玉県土木工事実務要覧(令和6年4月)」内「9. その他」に掲載



■ポイント

○電子書類の推進

- 工事情報共有システム(ASP方式)で処理する書類は、電子データのまま取り扱う
- コリンズの紙資料打ち出しは不要

○施工計画書の作成について

- 設計照査等により施工内容が確定されていない工種については、内容が正式に確定されてからの提出。
- 変更は施工計画に大きく影響しない場合は提出不要。また提出する際は、変更箇所のみ**の**抜粋でよい。

○書類の添付資料については、必要最小限でよく、**過度な資料の作成を求めないこと。**

- 工事記録においては、極力「既存図面」「既存資料」を活用すること

○不要な書類を作成しても成績評定では評価しない。

- 書類の量や見栄えは評価に影響しない。**

○その他、工事書類の提出方法・添付資料等について改めて記載し、受発注者で相互理解を図るものとする。



5. 民間発注者への働き掛けについて 適正な工期設定

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック

「工期に関する基準」や 適正工期のあり方について 受注者や発注者の皆様へ わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局

建設工事を発注する皆様へ (案) 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者	工事を受注する建設企業
① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結	
	② 労働基準法の 時間外労働規制に 違反した場合
	③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります (違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五 (著しく短い工期の禁止)

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局

■掲載URL <https://www.ktr.milt.go.jp/kensan/index00000011.html>

※国土交通省関東地方整備局HP「建設業者・民間発注者向け資料について」内に掲載



5. 民間発注者への働き掛けについて 適正な価格設定

建設工事の取引当事者の皆様へ 国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

適正価格による取引で明るい未来づくり

快適な住まい



魅力あるまち



災害に強い国



建設業界が“つくる”で支えています

建設業界の現状

インフラの新設や維持管理、災害時の応急復旧、防災・減災、国土強靱化等の最前線で活動する建設業界を取り巻く環境は、**資金、人材の確保が厳しい状況**です。

材料費



建設資材物価指数は
平成27年に比べて
32.8ポイント上昇

(一財) 建設物価調査会 建設資材物価
指数より

人件費



建設業の年間賃金は
平成24年に比べて
73万円上昇

厚生労働省「毎月労働統計調査」より
国土交通省作成

資金水準



令和5年時点で
全産業年間賃金に比べて
76万円低い

厚生労働省「毎月労働統計調査」より
国土交通省作成

就業者数



平成9年に比べて
令和5年の建設業就業者は
206万人減少

総務省「労働力調査」を基に国土交通省
で算出

建設業界が国民の安心・安全の確保を担う、「地域の守り手」として
定款的に活動するためには、**適正な価格設定**による建設工事の取引が
重要となります。

建設工事の取引当事者の皆様へ 国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

建設業界が持続可能な産業として、これからも
国民の安心・安全の確保を担うためには、建設
工事の取引ルールへの遵守徹底が必要です。

NG!

建設工事の取引ルールを定めた建設業法では、
以下のような行為が規制されています。

- 原価割れするような**不当に低い請負代金**による契約
- 通常必要な工期よりも著しく**短い工期**による契約
- 著しく低い**労務費**等による見積り提出や変更依頼



適正な価格設定の取引環境の構築にご協力をお願いします

■掲載URL

<https://www.ktr.milt.go.jp/kensan/index00000011.html>

※国土交通省関東地方整備局HP「建設業者・民間発注者向け資料について」内に掲載